



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1173 平成20年度地籍調査事業計画の変更
(地域づくり課)
- 1174 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 1175 基本測量の実施 (技術調査課)

○ 公告

- 和歌浦漁港における指定管理者の募集 (港湾空港振興課)
- 和歌山県和歌山マリーナにおける指定管理者の募集
(")

告 示

和歌山県告示第1173号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成20年度地籍調査事業計画(平成20年和歌山県告示第589号)の一部を、次のとおり変更した。

平成20年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目	変更前	変更後
調査地域	紀の川市	紀の川市
郡市名	紀の川市	紀の川市
町村名		
調査地域名	西川原の一部 東川原の一部 上田井の一部 下鞆淵の一部 枇杷谷の一部 豊田の一部 東三谷の一部 中三谷の一部 西三谷の一部 中井阪 東野の一部 中鞆淵の一部 藤崎 桃山町段新田 貴志川町西山の一部 下井阪の一部 粉河の一部 中山の一部 桃山町元の一部 貴志川町長山の一部 東坂本 後田	西川原の一部 東川原の一部 上田井の一部 下鞆淵の一部 枇杷谷の一部 豊田の一部 東三谷の一部 中三谷の一部 西三谷の一部 中井阪 東野の一部 中鞆淵の一部 藤崎 桃山町段新田 貴志川町西山の一部 下井阪の一部 粉河の一部 中山の一部 桃山町元の一部 貴志川町長山の一部 東坂本 後田 西山田の一部 穴伏 貴志川町長原の一部
郡市名	岩出市	岩出市
町村名		

調査地域名	金池の一部 東坂本の一部 新田広芝の一部 今中の一部 山田 溝川 森 堀口 北大池の一部 中黒の一部 大町 水栖の一部 高塚の一部 川尻の一部 南大池 波分 清水の一部 湯窪 赤垣内	金池の一部 東坂本の一部 新田広芝の一部 今中の一部 山田 溝川 森 堀口 北大池の一部 中黒の一部 大町 水栖の一部 高塚の一部 川尻の一部 南大池 波分 清水の一部 湯窪 赤垣内 境谷
郡市名	有田郡	有田郡
町村名	有田川町	有田川町
調査地域名	大字大谷の一部 大字井口の一部 大字船坂の一部 大字賢の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字瀬井の一部 大字下湯川の一部 大字遠井の一部 大字沼の一部 大字井谷の一部 大字杉野原の一部	大字大谷の一部 大字井口の一部 大字船坂の一部 大字賢の一部 大字生石の一部 大字川口の一部 大字瀬井の一部 大字下湯川の一部 大字遠井の一部 大字沼の一部 大字井谷の一部 大字杉野原の一部 大字金屋の一部 大字境川の一部

和歌山県告示第1174号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したの
で、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 CS1
- 2 氏名 岡誠一
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1077番地
第2大光ビル1階
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01414号
- 5 登録年月日 平成18年3月17日
- 6 行政処分年月日 平成20年8月18日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し

8 行政処分理由 貸金業法第24条の6の6第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第1175号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備作業)
- 2 作業期間 平成20年9月16日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域 海南市

公 告

公 告

県が設置する公の施設「和歌浦漁港」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成20年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 名称
和歌浦漁港県管理漁港施設のうち次に掲げる施設
 - (2) 所在地
和歌山県和歌山市和歌浦出島
 - (3) 施設の概要
①物揚場(57m) ②棧橋(80m) ③船揚場(72m) ④岸壁(611m) ⑤泊地(156,140㎡) ⑥道路(1,837m) ⑦漁港施設用地(21,453㎡) ⑧漁港環境整備施設「植栽、休憩所、便所、照明施設」(2,640㎡) ⑨駐車場(定期駐車99台、一般駐車280台)
- 2 指定管理者が行う業務内容
 - (1) 和歌浦漁港の運営管理に関する業務
 - (2) その他募集要項に記載する業務
- 3 指定管理者の指定管理期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 申請資格
 - (1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に和歌浦漁港の管理をすることのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。なお、個人は申請資格を有しないので留意すること。
 - (2) 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
 - (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 - (4) 和歌浦漁港における指定管理者の募集に係る説明会及

び現地見学会(以下「説明会及び現地見学会」という。)に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が説明会及び現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

5 欠格条項

以下の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当する者がある団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁こ以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 会社更生法又は民事再生法による手続きをしている団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

6 和歌浦漁港指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)並びに説明会及び現地見学会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成20年9月3日(水)から平成20年9月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時45分までの間(ただし、和歌山県の休日を含め定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 調整班

(2) 説明会及び現地見学会に関する事項

ア 説明会

(ア) 日時 平成20年9月17日(水)午後2時から

(イ) 場所 和歌山市築港6丁目22番地

和歌山下津港湾事務所2階会議室

イ 現地見学会

(ア) 日時 平成20年9月17日(水)午後3時から
 (イ) 場所 和歌山市和歌浦出島(和歌浦漁港)
 ウ 説明会及び現地見学会の内容
 (ア) 募集要項の説明
 (イ) 和歌浦漁港区域内の見学
 エ 留意事項
 (ア) 募集要項配布時に配付した資料一式を持参すること。
 (イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
 (ウ) 荒天等により開催できない場合は、翌日の9月18日(木)に開催する。

(3) 説明会及び現地見学会への参加のための手続
 説明会及び現地見学会への参加を希望する団体は、参加申出書を以下により作成の上、提出のこと。
 ア 参加申出書の配付
 (ア) 配付期間 平成20年9月3日(水)から平成20年9月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時45分までの間(休日を除く。)
 (イ) 配付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 調整班
 イ 参加申出書の提出方法
 (ア) 提出期間 平成20年9月3日(水)から平成20年9月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時45分までの間(休日を除く。)
 (イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 調整班
 (ウ) 提出方法 提出場所に持参すること。

7 問い合わせ先
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
 電話番号 073-441-3153(直通)
 FAX番号 073-433-4839

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県和歌山マリーナ」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成20年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者の指定

公の施設の管理については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

(1) ディンギーマリーナ

(2) クルーザーマリーナ

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) ディンギーマリーナ

ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1514番地

イ 区域 陸域面積 19,105㎡ 水域面積 28,355㎡

ウ 建物等 鉄骨造、一部2階建、延床面積317.66㎡

鉄骨造、2階建、延床面積328.00㎡

鉄骨造、2階建、延床面積642.97㎡

(2) クルーザーマリーナ

ア 所在地 和歌山市毛見字馬瀬1530番地の一部

イ 区域 陸域面積 21,418㎡ 水域面積 43,598㎡

ウ 建物等 鉄骨造、2階建、延床面積890.91㎡

3 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他募集要項に記載する業務

4 指定管理者の指定管理期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

5 申請資格

(1) 申請資格を有する者は、指定管理期間中、安全円滑にディンギーマリーナ又はクルーザーマリーナを管理運営し、かつ、和歌山県マリーナ条例(平成7年和歌山県条例第16号)第1条に規定する設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

(2) 複数の団体での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 指定管理者の募集に係る現地説明会(以下「現地説明会」という。)に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁こ以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法又は民事再生法等による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益になる活動を行う者

7 ディンギーマリーナ及びクルーザーマリーナ指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成20年9月3日(水)から平成20年9月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時45分までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)に定める休日(以下「休日」という。)を除く。)
- イ 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 港湾管理班

(2) 現地説明会

- ア ディンギーマリーナ
 - (ア) 日時 平成20年9月17日(水)午前10時から正午まで
 - (イ) 場所 和歌山市毛見1514番地
ディンギーマリーナ 艇庫2階 会議室
 - (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項
募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。
荒天等により開催できない場合は、翌日の9月18日(木)に開催する。
- イ クルーザーマリーナ
 - (ア) 日時 平成20年9月17日(水)午後2時から午後4時まで
 - (イ) 場所 和歌山市毛見1530番地
クルーザーマリーナ クラブハウス2階 会議室
 - (ウ) 内容

募集要項の説明及び現地見学

(エ) 留意事項

募集要項配布時に、配布した資料一式を持参すること。
荒天等により開催できない場合は、翌日の9月18日(木)に開催する。

(3) 現地説明会への参加手続

現地説明会への参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 平成20年9月3日(水)から平成20年9月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時45分までの間(休日を除く。)

(イ) 配布場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 港湾管理班

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成20年9月3日(水)から平成20年9月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時45分までの間(休日を除く。)

(イ) 提出場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課 港湾管理班

(ウ) 提出方法 提出場所に持参すること。

8 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
電話番号 073-441-3020
FAX番号 073-433-4839